

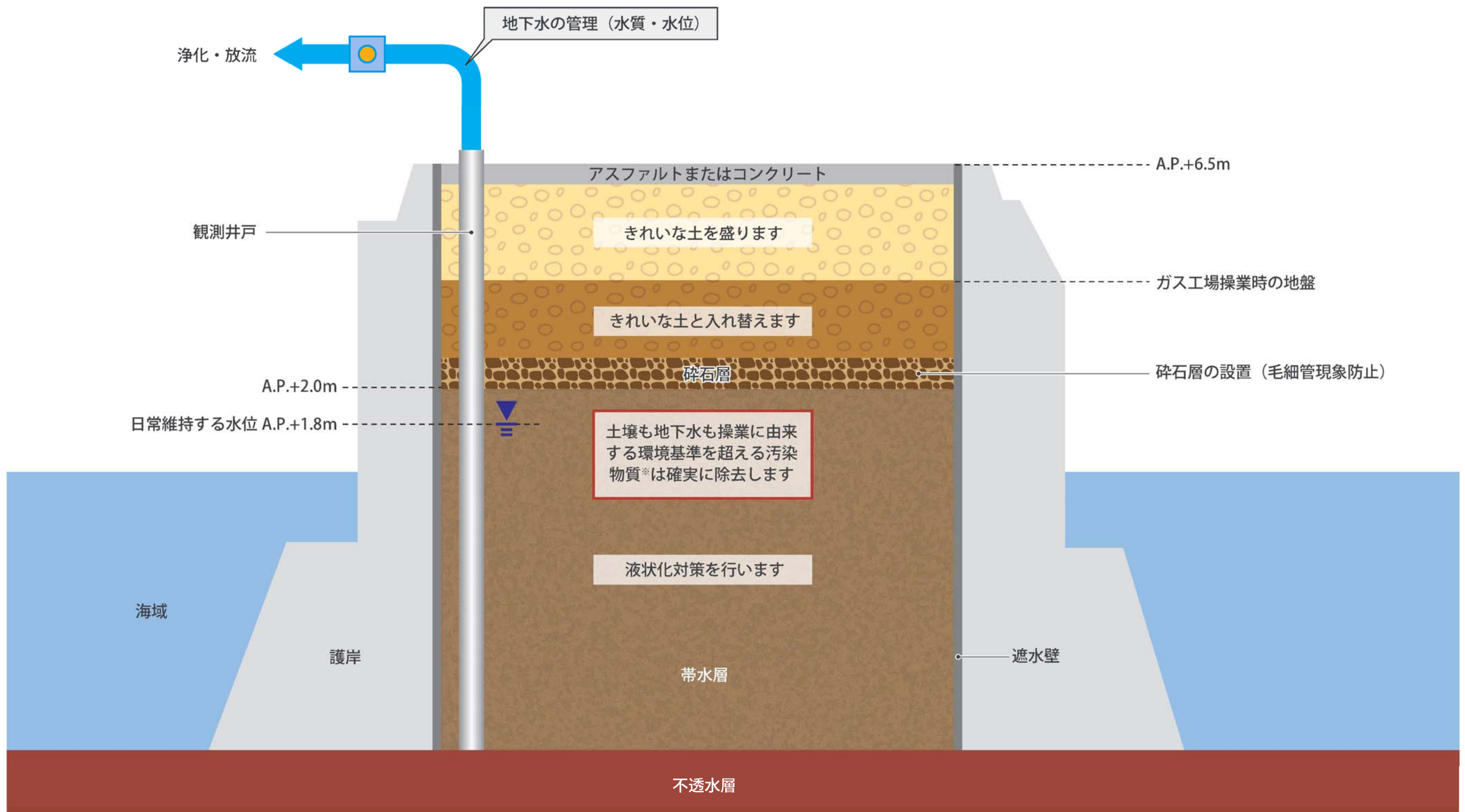
土 壌 汚 染 対 策 工 事 の 状 況

目次

1. 土壌汚染対策工事の概要	1
2. 汚染土壌・汚染地下水の対策状況	4
3. 仮設土壌処理プラント処理結果	8
4. 汚染地下水対策結果	11
5. 公共下水道への排水の測定結果	15
6. その他	18

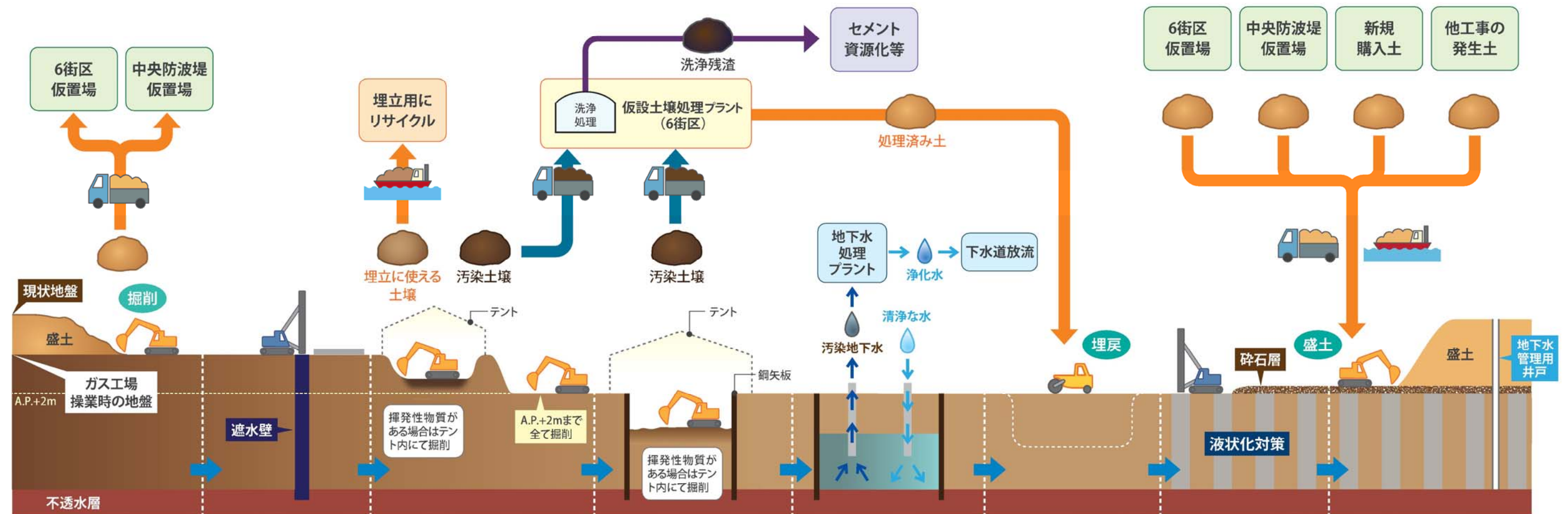
土 壌 汚 染 対 策 工 事 の 概 要

○土壤汚染対策の概要



※汚染物質はガス工場操業由来のベンゼン、シアン化合物、ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム（7物質）

○土壌汚染対策工事の流れ



1 盛土の掘削

- 現状地盤面から、ガス工場操業時の地盤面まで掘削し仮置き場に運搬します。
- 盛土は念のため調査を行い、安全性を確認します。

2 遮水壁の設置

- 各街区の周縁を遮水壁で囲います。
- 市場用地内からの地下水漏出と、外部からの地下水浸入を防止します。

3 土壌の掘削①

- 工場操業時の地盤面から深さ約2mまで(A.P.+2mまで)の土壌を全て掘削します。
- 揮発性物質による汚染が認められる箇所は、気密性の高いテントで覆って掘削し、汚染物質の揮発による拡散を防止します。
- 掘削土のうち、汚染処理が必要な土壌は仮設土壌処理プラントへ、その他は埋立用地へと運搬します。
- 埋立用地への運搬には、主に船を使います。

4 土壌の掘削②

- A.P.+2m以深で汚染が確認されている箇所を、鋼矢板(鋼板を組み合わせた壁)で囲い、掘削します。
- 揮発性物質による汚染が認められる箇所を掘削する時は気密性の高いテントで覆います。
- 掘削土は仮設土壌処理プラントへ運搬します。

5 地下水浄化

- 地下水の汚染が確認されている箇所では、ポンプ等で地下水を汲み上げます。
- 地下水を汲み上げながら、清浄な水に入替えます。
- 汚染地下水は、各街区の地下水処理プラントで浄化したのち、下水道に放流します。

6 埋戻し

- 汚染土壌の処理と汚染地下水の浄化完了後、掘削した箇所の埋戻しを行います。
- 埋戻しには、仮設土壌処理プラントで処理された土壌等を使います。

7 液状化対策

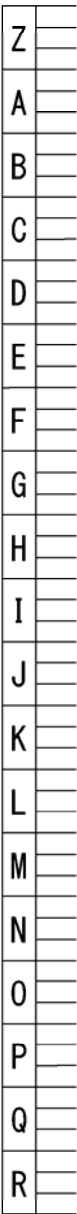
- A.P.+2m以深を対象に液状化対策を実施します。
- 毛細管現象により、地下水が地表近くの土壌に上昇することを防ぐため、砕石の層を設けます。

8 盛土と井戸の設置

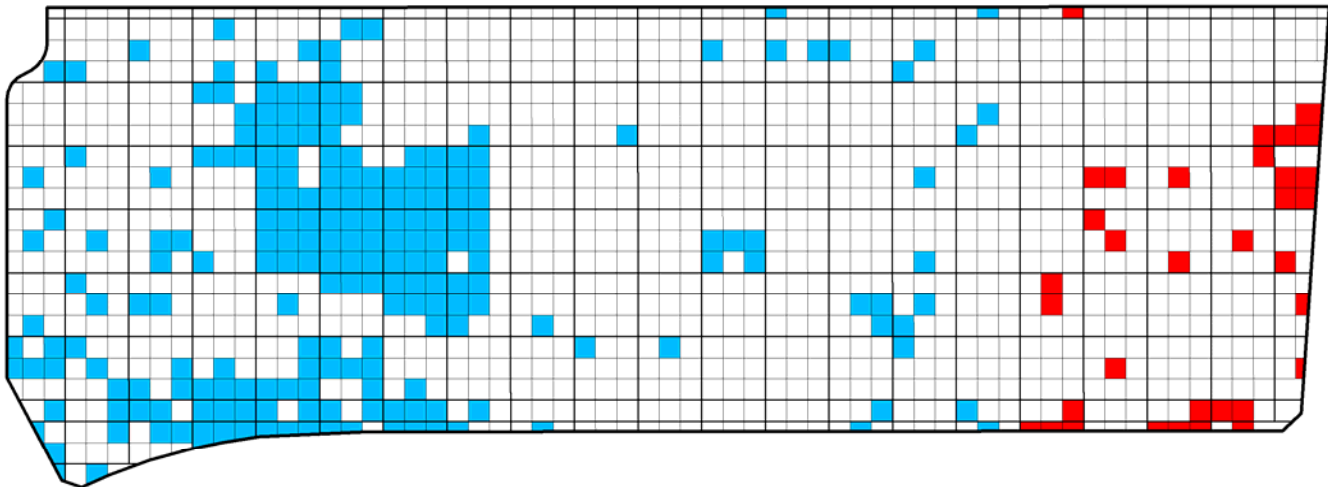
- 調査により安全性を確認した盛土等を使って、計画地盤の高さまで盛土します。(このことにより、A.P.+2mより上は、全てきれいな土となります。)
- 盛土した後、地下水管理用の井戸を設置します。

汚染土壌・汚染地下水の対策状況

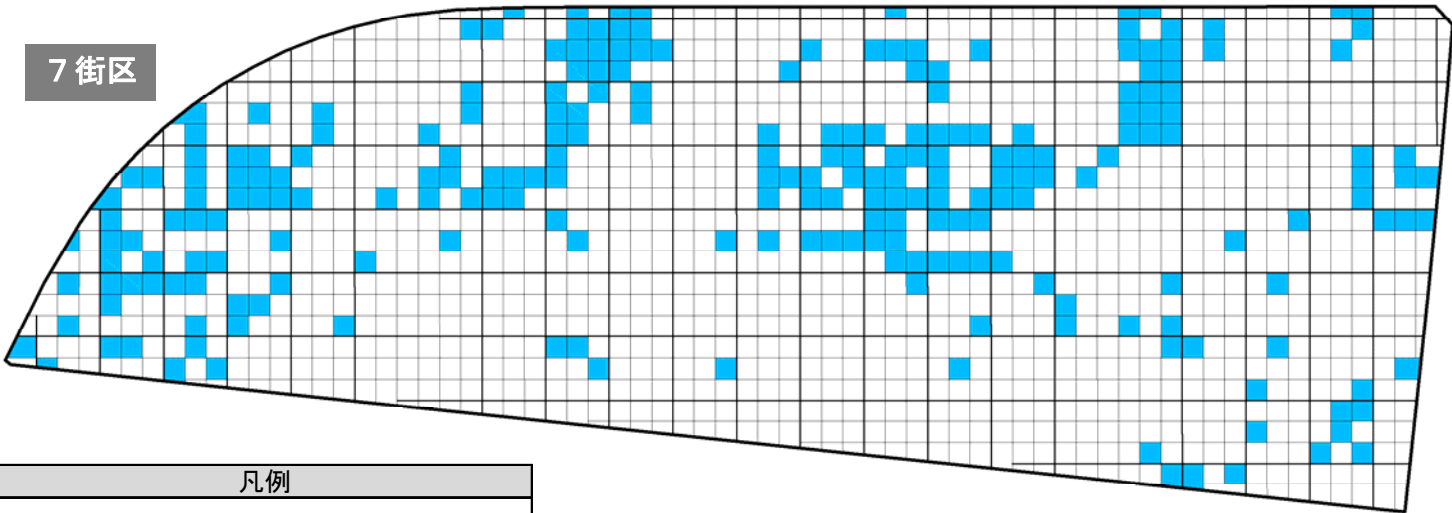
汚染土壌対策箇所



6 街区



7 街区

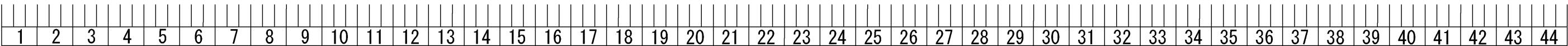
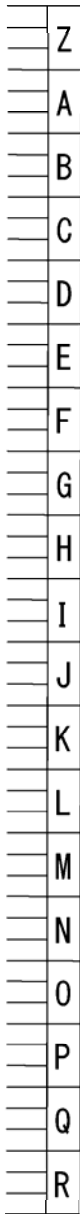
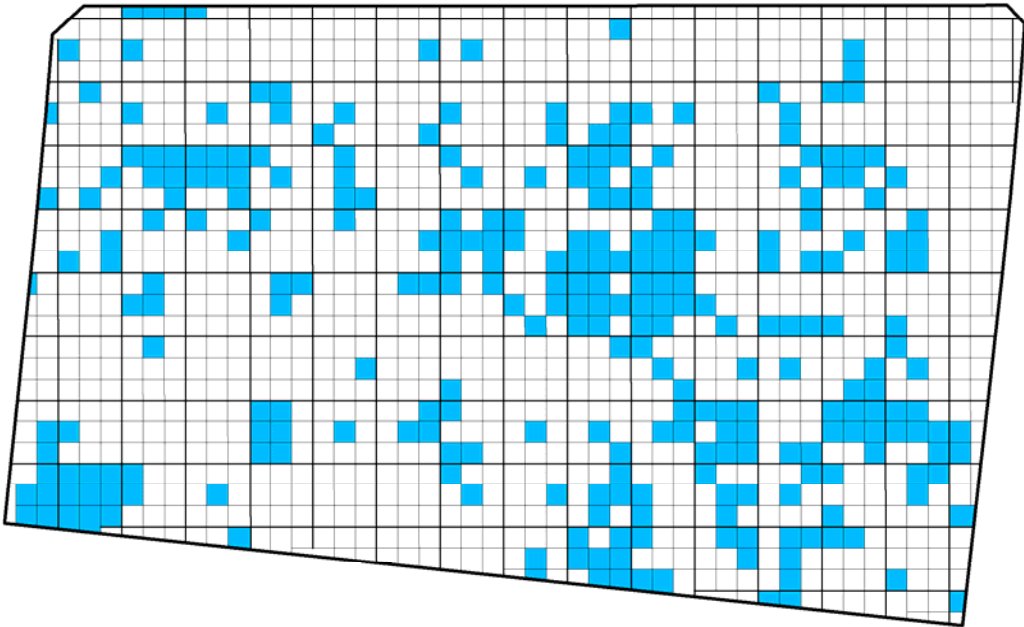


凡例	
■	: 今回の汚染土壌対策報告箇所
■	: 前回までの汚染土壌対策報告箇所

※A.P.+2.0m以深の対策を行った箇所のみ

	5街区	6街区	7街区
汚染土壌対策箇所	285	252	234
今回の汚染土壌対策報告箇所	—	34	—
前回までの汚染土壌対策報告箇所	285	218	234

5 街区

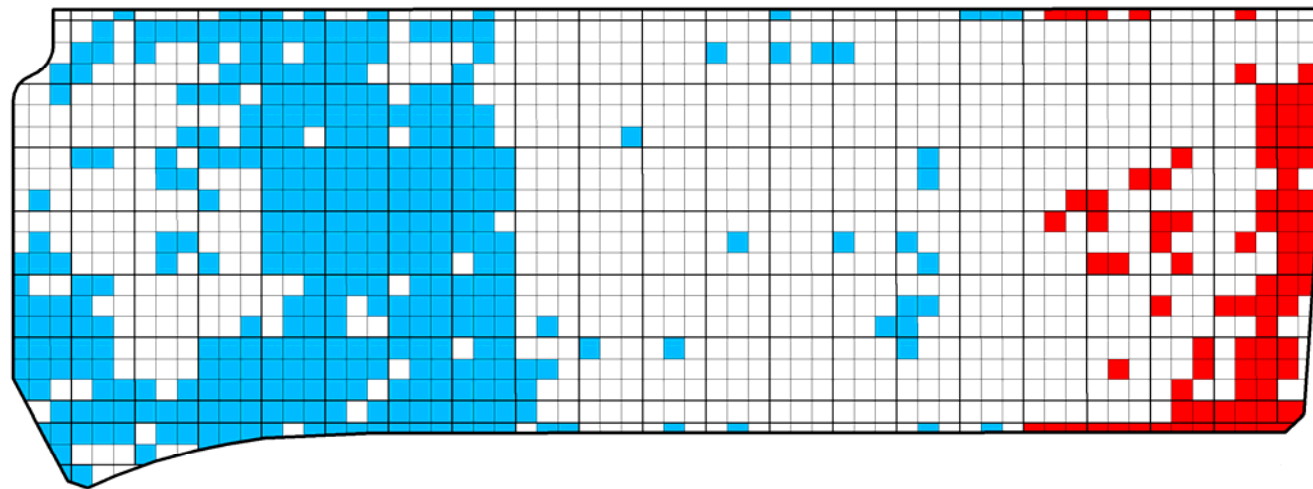


汚染地下水対策箇所

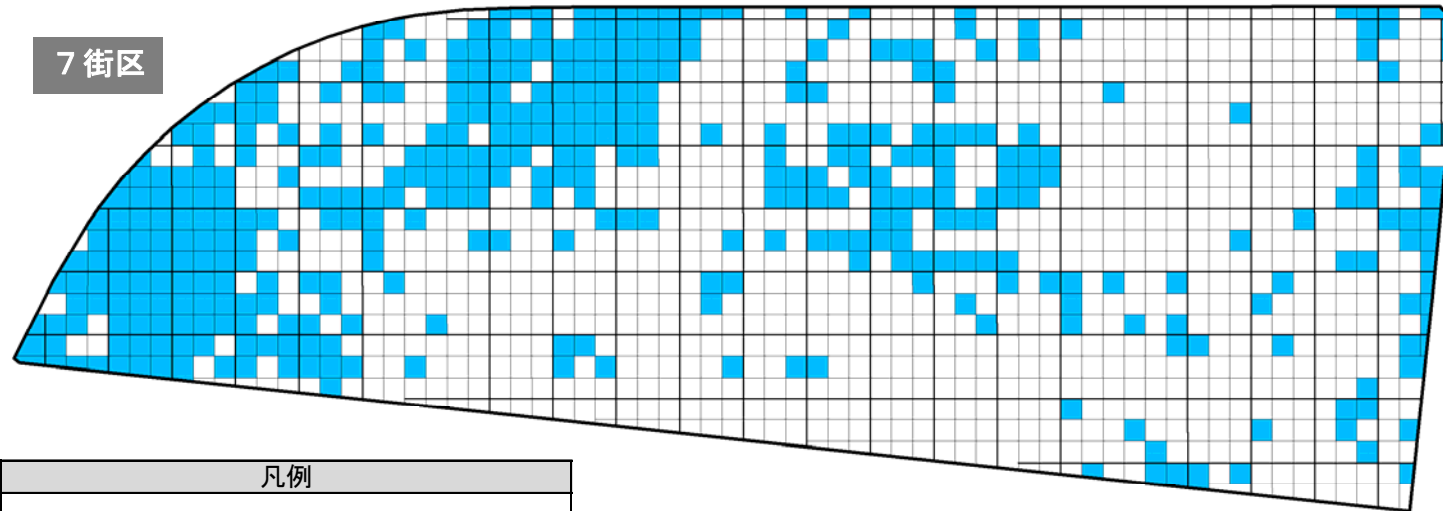
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44

Z
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R

6 街区



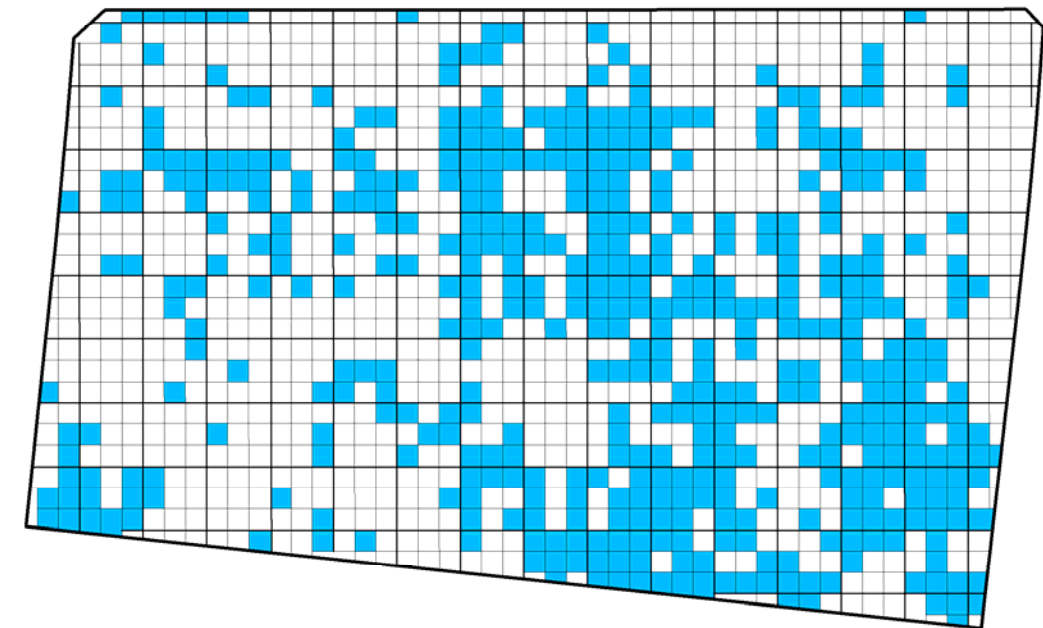
7 街区



凡例	
■	: 今回の汚染地下水対策報告箇所
■	: 前回までの汚染地下水対策報告箇所

	5 街区	6 街区	7 街区
汚染地下水対策箇所	461	431	406
今回の汚染地下水対策報告箇所	—	83	—
前回までの汚染地下水対策報告箇所	461	348	406

5 街区



Z
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44

汚染土壌対策における土量

○ 「盛土部」、「ガス工場操業時地盤部」、「A.P.+2. 0m以深」における土量

現状地盤面 (約A.P.+6.5m)			5 街区	6 街区（一部）	7 街区	合計
			(前回までの土量)	(今回土量)+(前回までの土量)=(合計)	(前回までの土量)	(今回土量)+(前回までの土量)=(合計)
ガス工場操業時地盤面 (約A.P.+4.0m)	盛土部	6 街区及び中央防波堤等に仮置き	31.2万 m ³	0.9万 m ³ +3.0万 m ³ =3.9万 m ³	33.9万 m ³	0.9万 m ³ +68.1万 m ³ =69.0万 m ³
	盛土は、仮置きして 安全性を確認しながら 対策後の盛土等に利用	仮設土壌処理プラント及び外部許可施設 (汚染土壌)	0.8万 m ³	0.2万 m ³ +0.9万 m ³ =1.1万 m ³	0.6万 m ³	0.2万 m ³ +2.3万 m ³ =2.5万 m ³
A.P.+2.0m	ガス工場操業時地盤部 新海面処分場等へ 全て搬出し、きれいな 土と入れ替え	形質変更時要届出区域※内の土壌 (新海面処分場)	15.0万 m ³	2.7万 m ³ +13.2万 m ³ =15.9万 m ³	17.3万 m ³	2.7万 m ³ +45.5万 m ³ =48.2万 m ³
		形質変更時要届出区域外の土壌 (中央防波堤外側埋立地)	3.6万 m ³	2.3万 m ³ +3.9万 m ³ =6.2万 m ³	5.2万 m ³	2.3万 m ³ +12.7万 m ³ =15.0万 m ³
		仮設土壌処理プラント及び外部許可施設 (汚染土壌)	2.4万 m ³	0.3万 m ³ +2.5万 m ³ =2.8万 m ³	1.5万 m ³	0.3万 m ³ +6.4万 m ³ =6.7万 m ³
	A.P.+2.0m 以深 ガス工場操業に由来する 汚染土壌を確実に除去	仮設土壌処理プラント及び外部許可施設 (汚染土壌)	9.9万 m ³	0.5万 m ³ +7.6万 m ³ =8.1万 m ³	9.6万 m ³	0.5万 m ³ +27.1万 m ³ =27.6万 m ³

※形質変更時要届出区域とは、土壌汚染対策法により土壌汚染があるとして指定され、形質変更時に届出が必要な土地をいう。

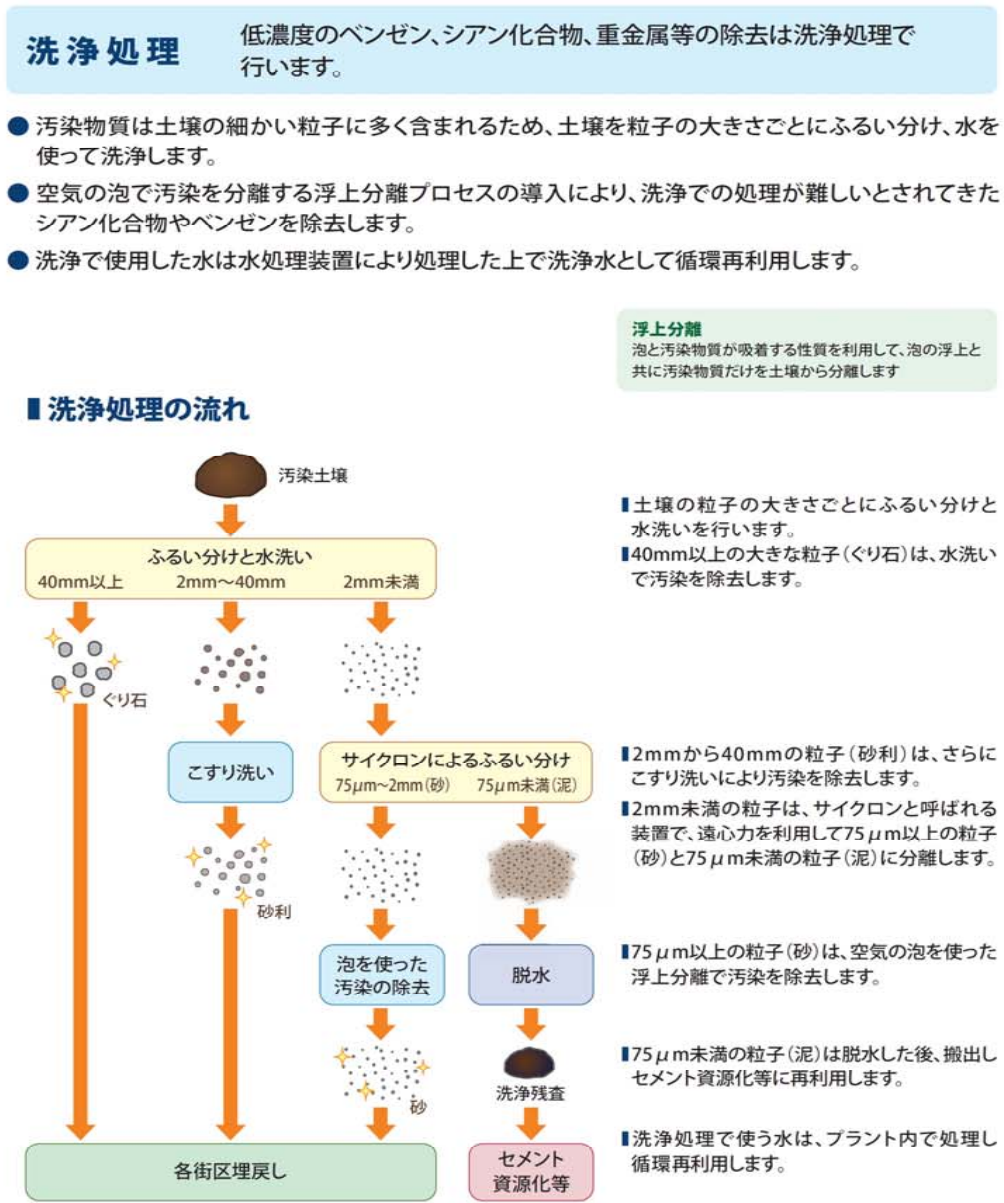
仮 設 土 壌 処 理 プ ラ ン ト 処 理 結 果

○仮設土壌処理プラント処理結果

月別処理済み土検体数

年 月 度	処理済み土検体数				備 考
	掘削微生物処理	洗浄処理※	中温加熱処理	計	
平成24年6月	3	1 (0)	5	9	第1回協議会報告分
平成24年7月～12月	61	466 (5)	488	1015	第2回協議会報告分
平成25年1月～4月	125	360 (6)	349	834	第3回協議会報告分
平成25年5月～8月	－	422 (3)	348	770	第4回協議会報告分
平成25年9月～平成26年1月	－	385 (6)	－	385	第5回協議会報告分
平成26年2月	－	16 (0)	－	16	今回報告分
累 計	189	1650 (20)	1190	3029	

※ 洗浄処理プラント処理済み土については、100m³ごとに4物質、もしくは7物質を確認
() 内の数字は当月検体数のうち7物質について浄化を確認した検体数



汚染土壌等の処理土量

- 掘削した汚染土壌は、仮設土壌処理プラントで処理をするが、仮設土壌処理プラントでの処理に適さない一部の汚染土壌(細粒分を多く含む土壌など)は外部許可施設に搬出した。処理土量について以下の表に示す。

	処理方法	処理土量※		
		今回	前回まで	合計
仮設土壌処理プラント (汚染土壌)	掘削微生物処理	—	1.0 万m ³ (1.8 万 t)	1.0 万m ³ (1.8 万 t)
	掘削微生物処理＋洗浄処理	—	0.2 万m ³ (0.4 万 t)	0.2 万m ³ (0.4 万 t)
	洗浄処理	—	21.6 万m ³ (38.9 万 t)	21.6 万m ³ (38.9 万 t)
	中温加熱処理	—	4.8 万m ³ (8.7 万 t)	4.8 万m ³ (8.7 万 t)
	中温加熱処理＋洗浄処理	—	4.5 万m ³ (8.2 万 t)	4.5 万m ³ (8.2 万 t)
	小計	—	32.1 万m ³	32.1 万m ³
その他	新海面処分場 (形質変更時要届出区域内の土壌)	2.7 万m ³	45.5 万m ³	48.2 万m ³
	中央防波堤外側埋立地 (形質変更時要届出区域外の土壌)	2.3 万m ³	12.7 万m ³	15.0 万m ³
	外部許可施設 (汚染土壌)	4.2 万m ³ (7.6 万 t)	5.0 万m ³ (9.0 万 t)	9.2 万m ³ (16.6 万 t)
	小計	9.2 万m ³	63.2 万m ³	72.4 万m ³
合計		9.2 万m ³	95.3 万m ³	104.5 万m ³

※仮設土壌処理プラント及び外部許可施設の処理土量は、括弧内の処理重量を土の単位体積重量1.8t/m³で除して求めたものである。

汚 染 地 下 水 対 策 結 果

○汚染地下水対策結果

月別対策完了箇所数

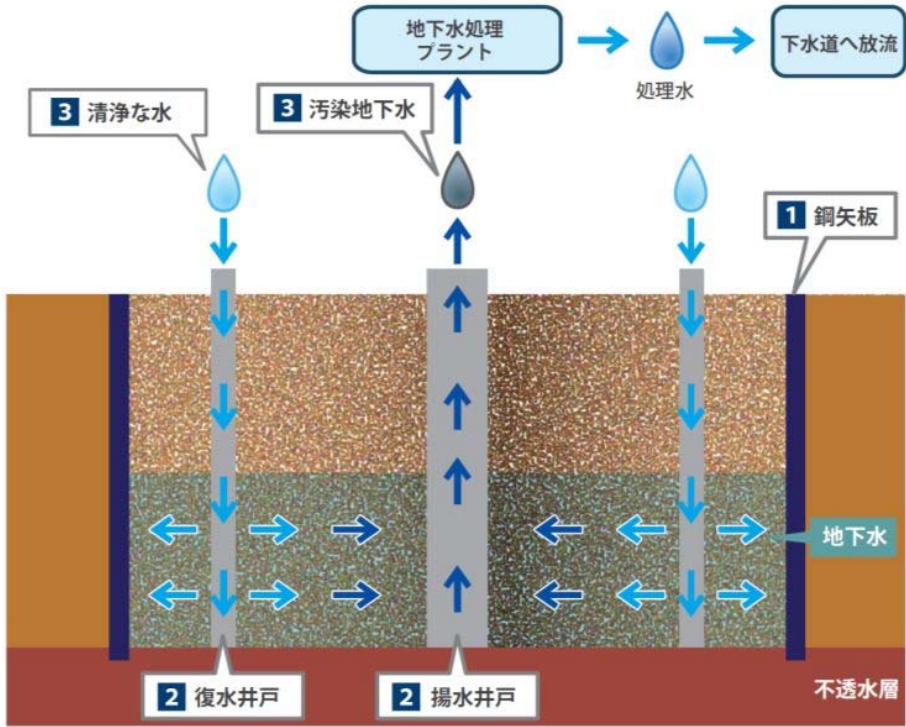
(単位：区画)

年 月 度	5街区 (全461区画)			6街区 (全431区画)			7街区 (全406区画)			備 考
	浄化※1	掘削※2	計	浄化	掘削	計	浄化	掘削	計	
平成24年6月～12月	14	12	26	－	－	－	117	71	188	第2回協議会報告分
平成25年1月～4月	66	42	108	－	－	－	90	22	112	第3回協議会報告分
平成25年5月～8月	131	62	193	6	9	15	48	9	57	第4回協議会報告分
平成25年9月～平成26年2月	105	29	134	259	74	333	35	14	49	第5回協議会報告分
平成26年3月	－	－	－	－	－	83	－	－	－	今回報告分
平成26年4月	－	－		－	3		－	－		
平成26年5月	－	－		－	3		－	－		
平成26年6月	－	－		3	－		－	－		
平成26年7月	－	－		18	－		－	－		
平成26年8月	－	－		16	1		－	－		
平成26年9月	－	－		15	1		－	－		
平成26年10月	－	－		23	－		－	－		
対策完了箇所の合計 (10月31日時点)	316	145		340	91		290	116		
		461			431			406		

※1：汚染地下水を清浄な水に入れ替える対策
※2：汚染土壌の掘削に合わせて、汚染地下水を汲み上げる対策

揚水復水による対策

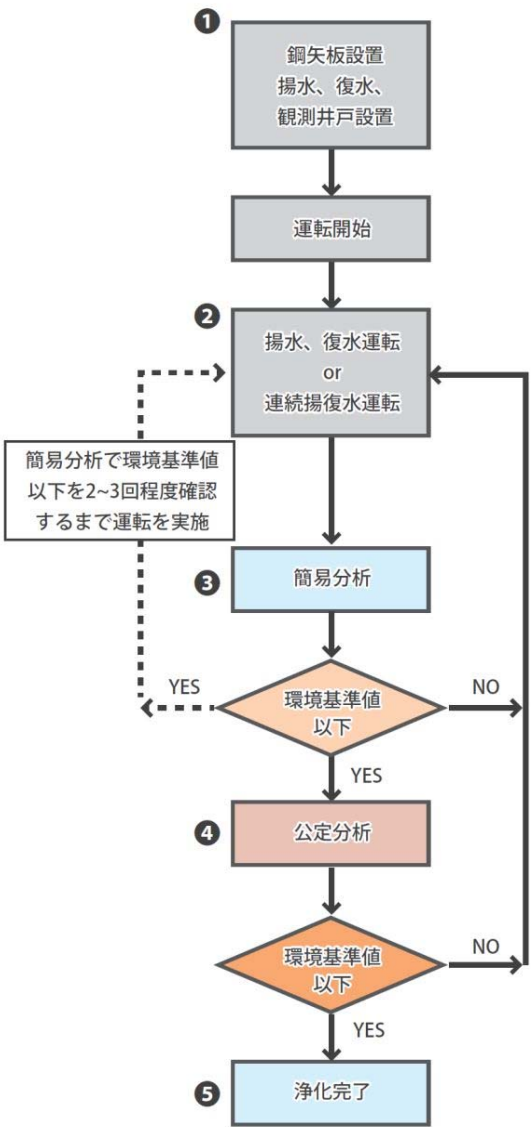
- 1 浄化が必要な箇所を不透水層の深さまで鋼矢板(銅板を組み合わせた壁)で囲います。
- 2 汚染地下水を汲み上げるための揚水井戸と、清浄な水を地中に戻すための復水井戸を設置します。
- 3 汚染地下水をポンプ等で汲み上げながら清浄な水を地中に戻します。



●対策工法

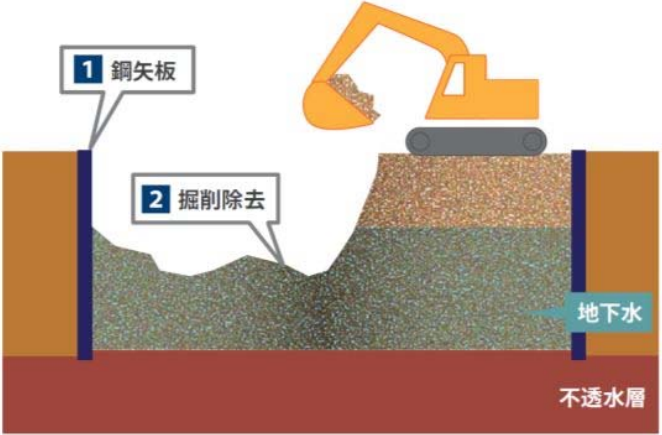
5街区	6街区	7街区
・真空ドレーン工法 ・ウェルポイント工法 ・ディープウェル工法 ・釜場工法 (一部酸化剤を使用)	・真空ドレーン工法 ・ウェルポイント工法 ・釜場工法 (一部酸化剤を使用)	・注水バイオスパーキング工法 ・釜場工法 ・ガス吸引併用揚水工法 (一部浄化補助剤を使用)

揚水復水による対策完了の確認



掘削除去による対策

- 1 浄化が必要な箇所を不透水層の深さまで鋼矢板(銅板を組み合わせた壁)で囲います。
- 2 不透水層まで汚染土壌を掘削除去する場合は、汚染地下水を合わせて除去します。



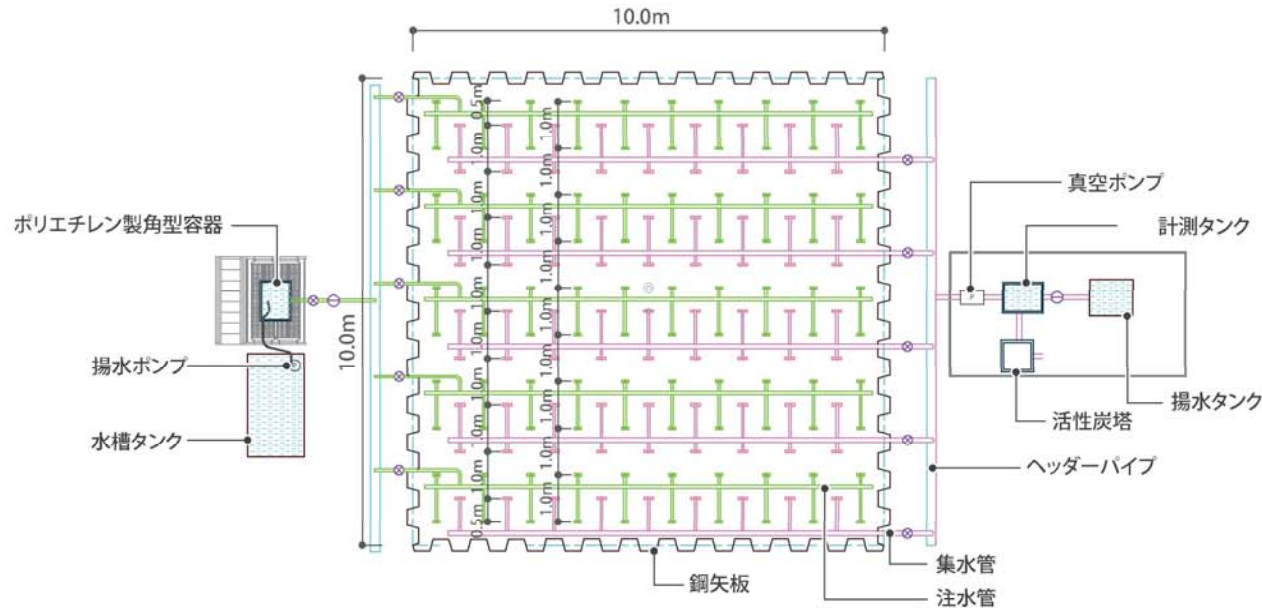
掘削除去による対策完了の確認



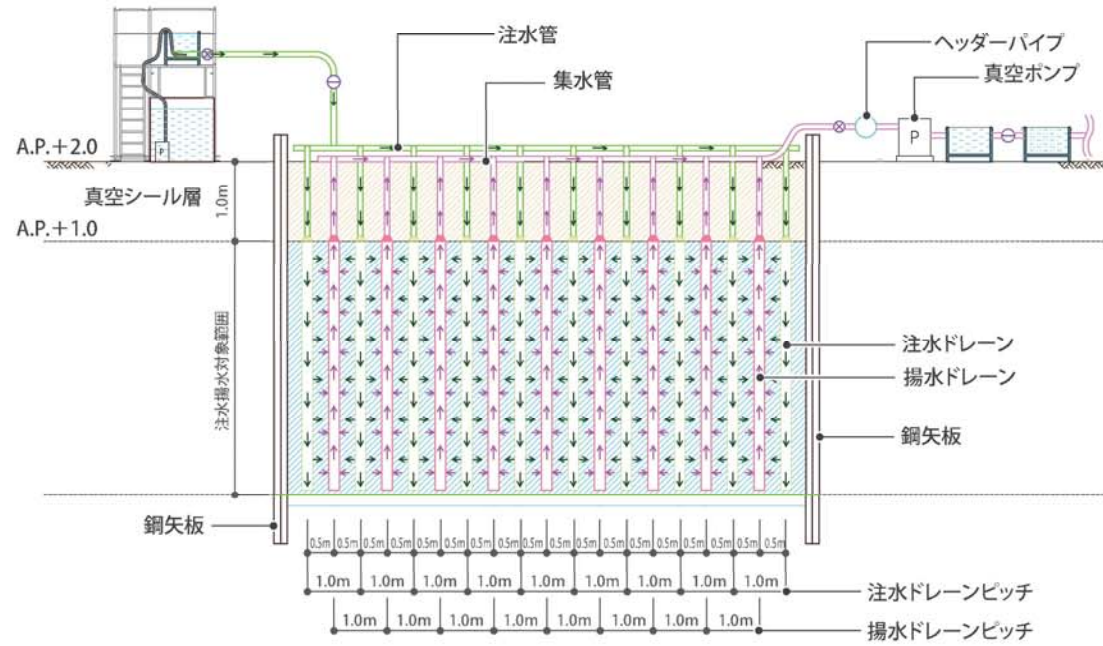
○汚染地下水対策工法(真空ドレーン工法)

工法の概要

真空ドレーン工法は、キャップを取付けた揚水用ドレーン材と注水用ドレーン材を約1mピッチで打設し、真空ポンプを運転して、負圧化で地下水を揚水し、揚水量に合わせて注水量をバルブで調整しながら清浄水を注水する工法。



(平面図)



(断面図)

真空ドレーン工法

対策状況



ドレーン材打設状況



ドレーン材打設機



ドレーン材



真空ドレーン設置状況



真空ドレーン運転状況

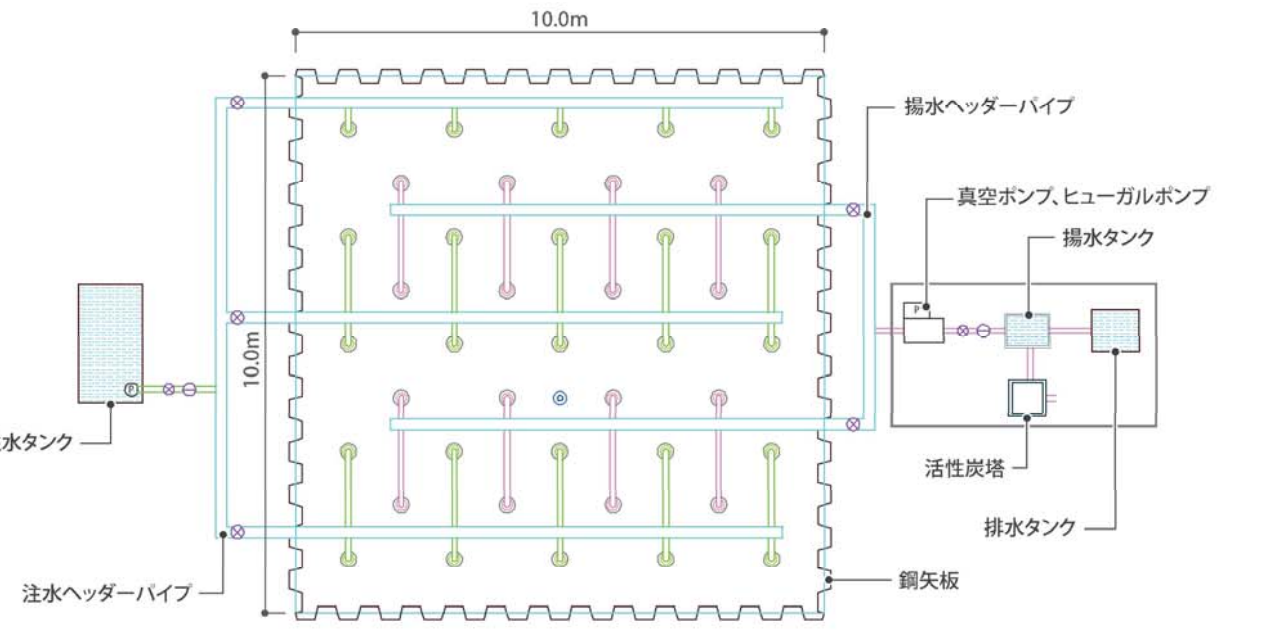


地下水対策完了確認

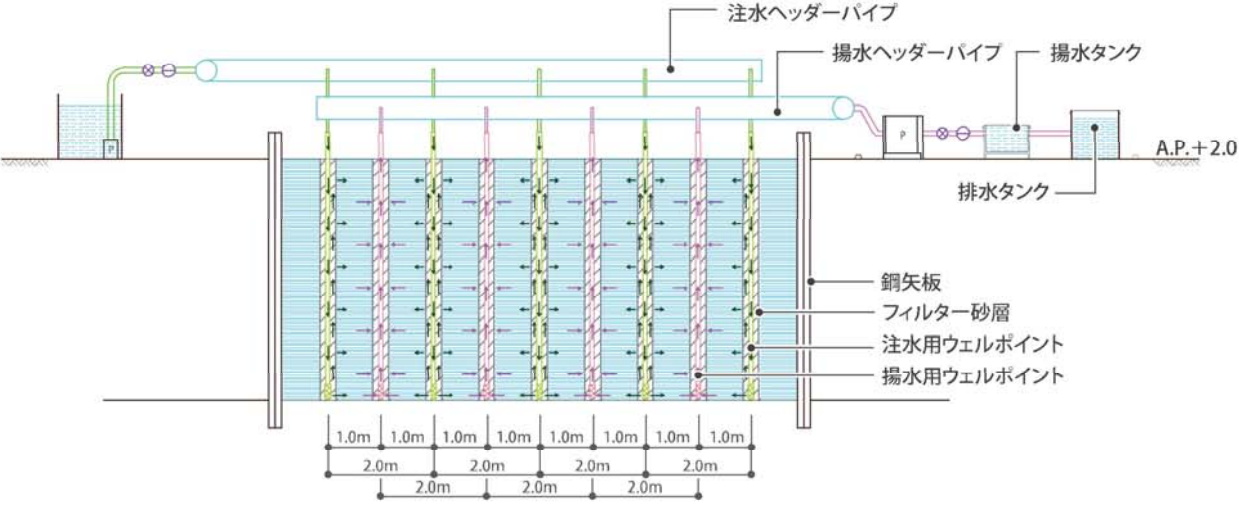
○汚染地下水対策工法(ウェルポイント工法)

工法の概要

ウェルポイント工法は、対象区画に約2mピッチでウェルポイントを設置し、真空ポンプによる強制的な排水と水頭差による注水を行う工法。



(平面図)



(断面図)

ウェルポイント工法

対策状況



ウェルポイント設置状況



ウェルポイント設置状況



ウェルポイント(ライザー管)



真空ポンプ



ウェルポイント運転状況



地下水対策完了確認

公 共 下 水 道 へ の 排 水 測 定 結 果

○公共下水道への排水の測定結果

雨水

雨水については、ポンプ等で各街区内に設置した沈砂槽に送水し、土砂等を除去して下水道（雨水管）に放流している。

沈砂槽⇒下水道（雨水管）へ排水

	測定の頻度	測定項目		測定結果
盛土掘削時	1回／月	4項目	外観、水素イオン濃度、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	平成26年10月末まで、すべて基準適合
	1回のみ	7項目	ベンゼン、シアン化合物、ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム	
操業地盤以深掘削～埋戻し	1回／月	4＋7項目	外観、水素イオン濃度、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、ベンゼン、シアン化合物、ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム	



沈砂槽

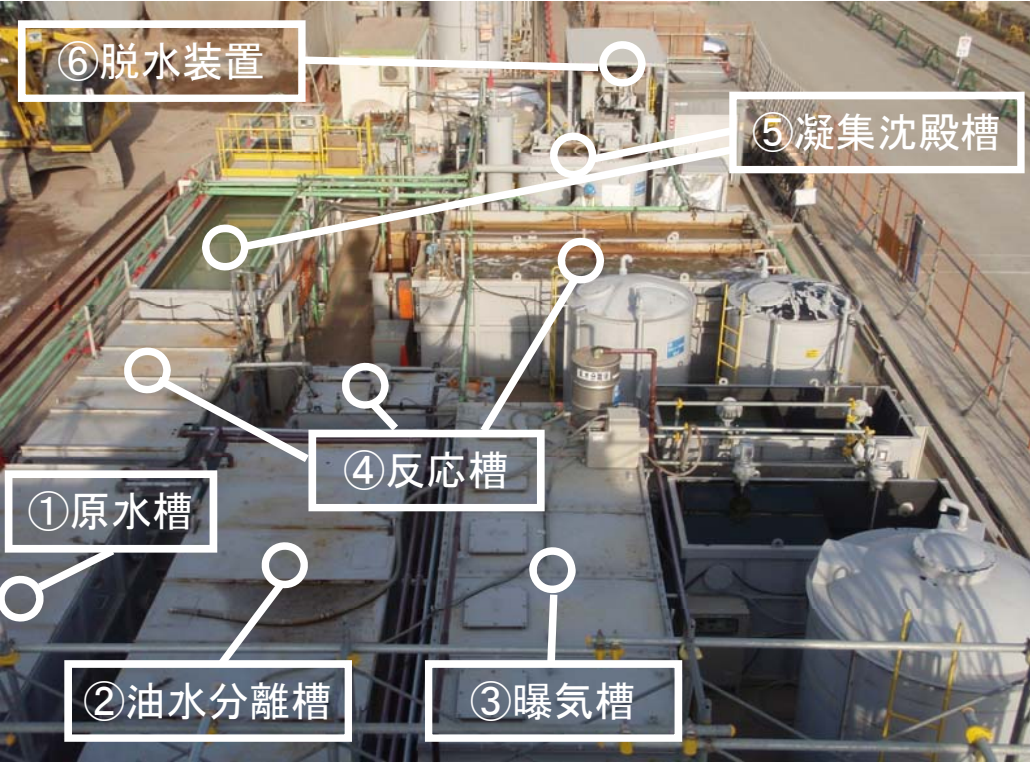
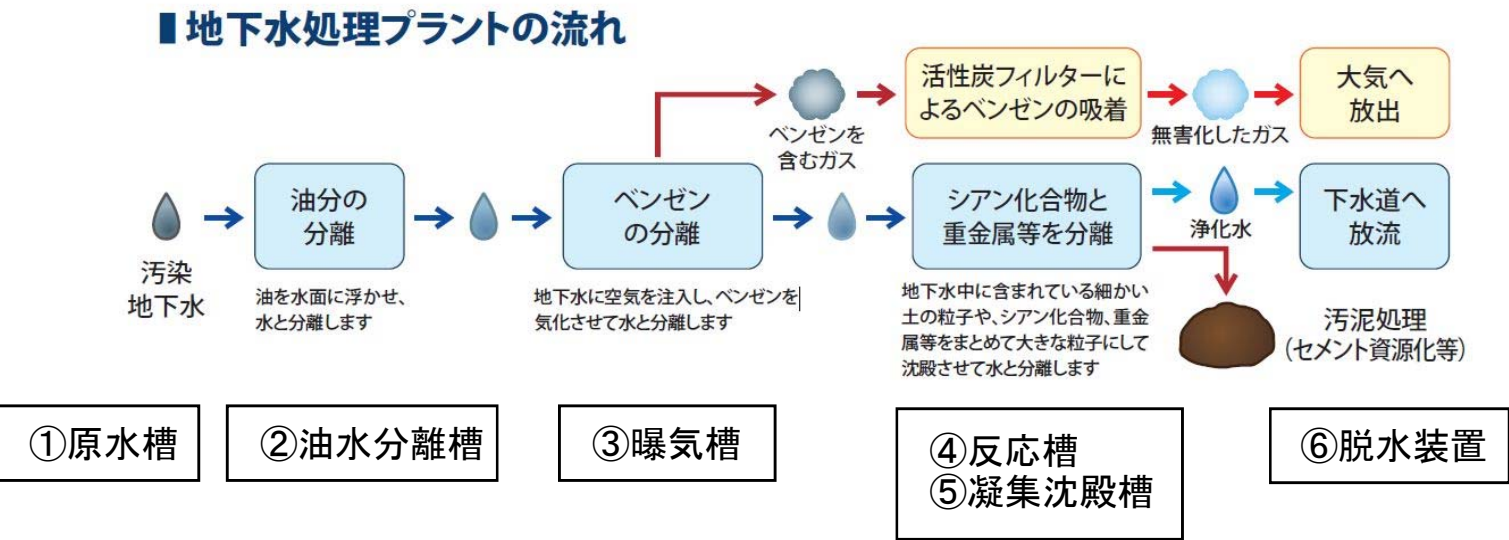
地下水処理プラントからの排水(汚水)

汚染地下水対策で汲み上げた汚染地下水や掘削過程で発生する地下水等については、ポンプで各街区に設置した地下水処理プラントへ送水し、下水排除基準以下に処理したうえで下水道(汚水管)へ放流している。

地下水処理プラント⇒下水道(汚水管)へ排水

	測定の頻度	測定項目		測定結果
①下水道使用前	1回	41項目	下水排除基準	平成26年10月末まで、すべて基準適合
②下水道使用后 1ヶ月	1回／週	8項目	ベンゼン、シアン化合物、ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、水素イオン濃度(下水排除基準の42項目に含まれる)	
③下水道使用后 2ヶ月目以降	1回／月	42項目※1	下水排除基準	
	毎日	水素イオン濃度	下水排除基準の42項目に含まれる	
	1回／年	ダイオキシン	下水排除基準(42項目以外)	

※1 下水排除基準の変更により、平成24年10月から1,4-ジオキサンを追加し、42項目を測定。



地下水処理プラント(6街区・1号機)

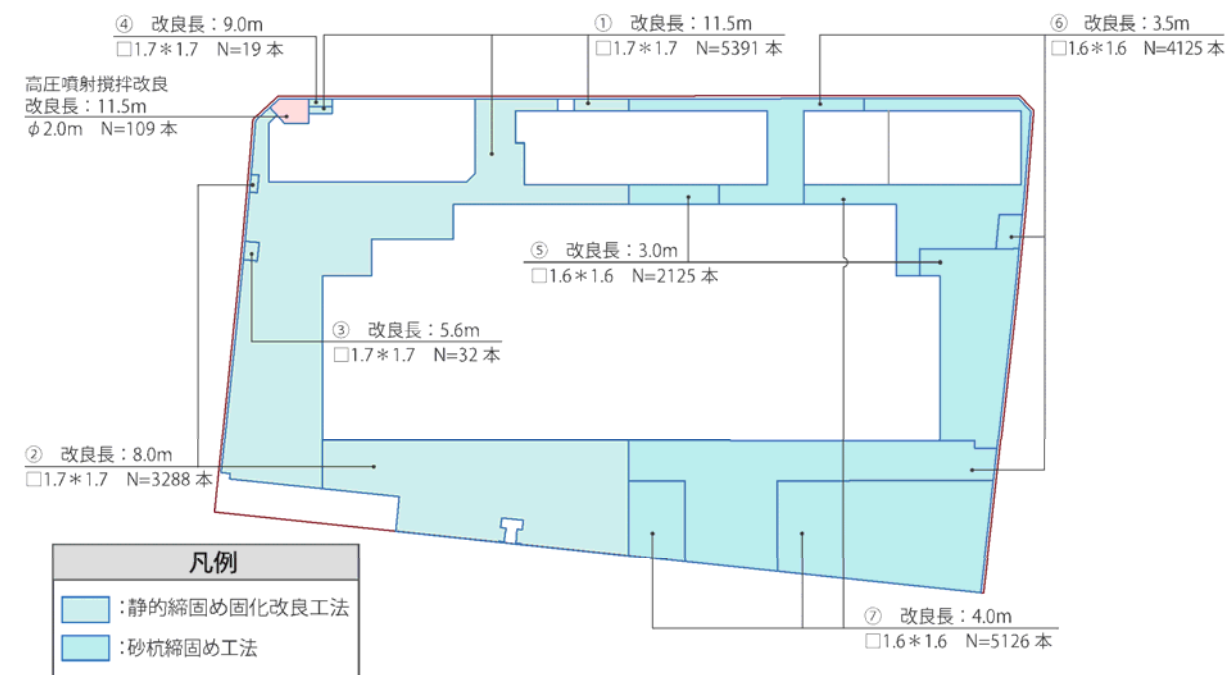
そ の 他

- ① 液状化対策
- ② 砕石層設置
- ③ 埋め戻し・盛土
- ④ 対策後の確認調査

液状化対策(5 街区)

- 新市場用地については、地震時に液状化する可能性が高い砂質土層が存在していることから、東日本大震災や阪神淡路大震災などで実績のある液状化対策を実施した。

●液状化対策平面図【5 街区】



●施工実績

エリア	杭種	杭長	ピッチ	本数	対象面積
		(m)	(m)	(本)	(㎡)
①	静的締固め固化改良工法	11.5	1.7＊1.7	5,391	15,539
②		8.0	1.7＊1.7	3,288	9,500
③		5.6	1.7＊1.7	32	92
④		9.0	1.7＊1.7	19	60
⑤	砂杭締固め工法	3.0	1.6＊1.6	2,125	5,438
⑥		3.5	1.6＊1.6	4,125	10,556
⑦		4.0	1.6＊1.6	5,126	13,116
合計				20,106	54,301

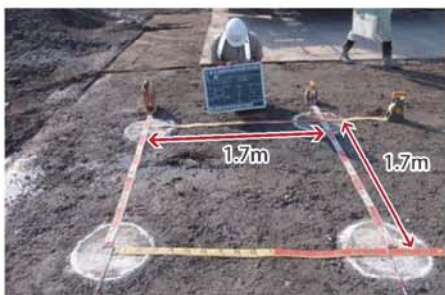
静的締固め固化改良工法



施工状況



施工機械の確認



完了確認



改良部の強度確認

砂杭締固め工法



施工状況



施工機械の確認



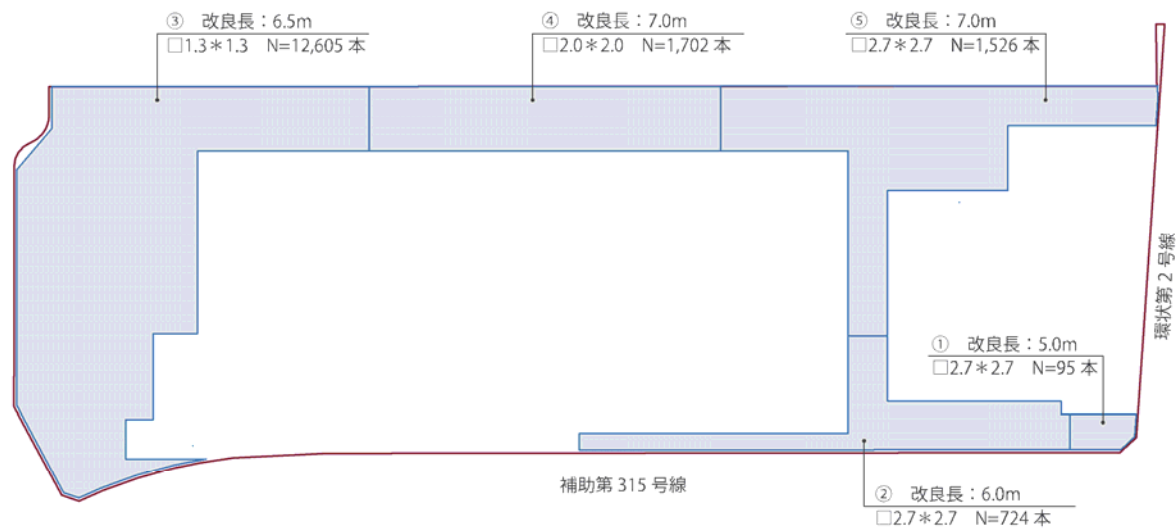
完了確認



砂の品質確認

液状化対策(6 街区)

●液状化対策平面図【6 街区】



●施工実績

エリア	杭種	杭長	ピッチ	本数	対象面積
		(m)	(m)	(本)	(㎡)
①	サンドコンパクションパイル	5.0	2.7*2.7	95	649
②		6.0	2.7*2.7	724	5,225
③		6.5	1.3*1.3	12,605	21,300
④		7.0	2.0*2.0	1,702	6,807
⑤		7.0	2.7*2.7	1,526	10,928
合計				16,652	44,909

砂杭締固め工法



施工状況



施工機械の確認



完了確認

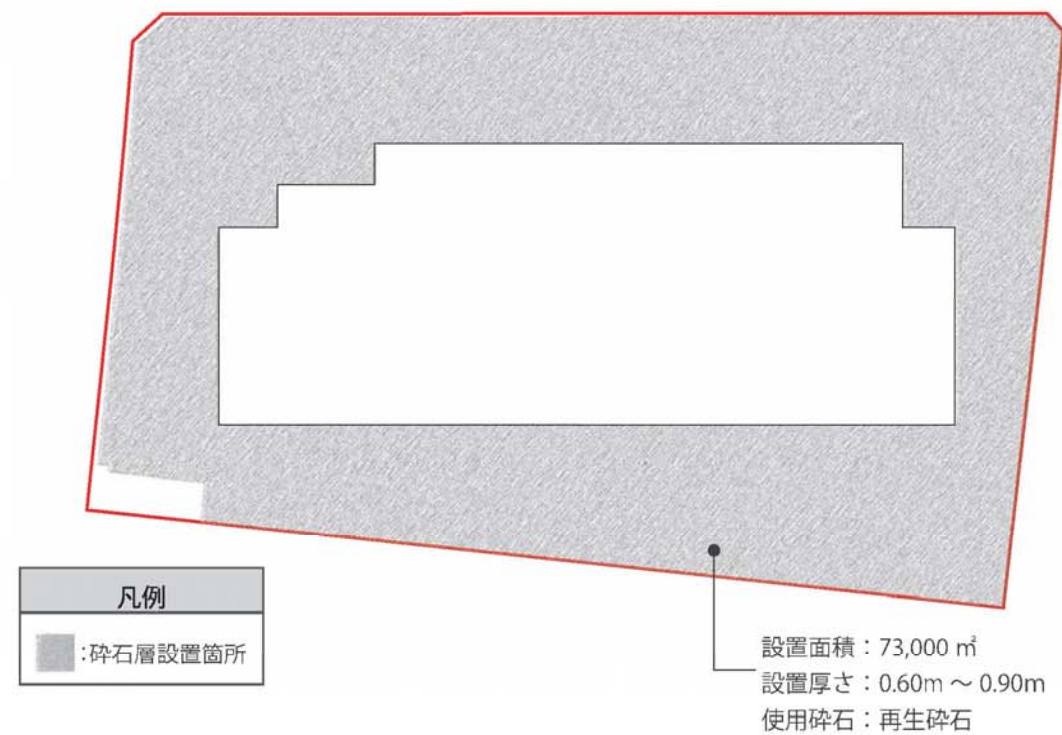


砂の品質確認

碎石層設置(5 街区)

- 毛細管現象により、地下水が地表近くの土壌に上昇することを防ぐため、碎石層を設けた。

● 碎石層設置平面図【5 街区】



● 施工実績

- ・ 碎石層設置面積：73,000 m²
- ・ 使用碎石：再生碎石
- ・ 碎石層設置厚さ：0.60m ～ 0.90m



碎石敷き均し状況



碎石敷き均し状況



碎石転圧状況



碎石転圧状況



碎石層の高さ確認



碎石層の高さ確認（拡大）



碎石層設置完了



碎石層設置完了

碎石層設置(6 街区)

● 碎石層設置平面図【6 街区】



凡例
: 碎石層設置箇所

● 施工実績

- ・ 碎石層設置面積：45,000 m²
- ・ 使用碎石：再生碎石
- ・ 碎石層設置厚さ：0.7m～1.2m



碎石敷き均し状況



碎石敷き均し状況



碎石転圧状況



碎石転圧状況



碎石層の高さ確認



碎石層の高さ確認 (拡大)



碎石層設置完了



碎石層設置完了

埋め戻し・盛土の安全性確認の基準

○ 埋戻し土や盛土の安全性確認については、下記の基準に基づいて実施した。

	安全性確認の基準
①仮設土壌処理プラントでの処理済み土	洗浄処理プラント処理済み土については、100 m ³ ごとに4物質、もしくは7物質 ^{※1} を確認 (油を含む汚染土壌の処理においては、油膜・油臭も確認)
②既存の盛土 ^{※2} （盛土の安全性確認調査）	・100 m ³ ごとに1回・25物質 ^{※3} を確認 ・放射線量測定
③他工事の発生土	・豊洲土地区画整理事業における建設発生土の受入れ基準（都市整備局） （原則として、「面積2,000 m ² ごとかつ深度1 mごと」に1回・46項目を確認） ・放射線量測定

※1：ベンゼン、シアン化合物、ヒ素、鉛（4物質）に、水銀、六価クロム、カドミウムを加えた物質
※2：基準に適合しなかった土壌については、仮設土壌処理プラント又は外部許可施設で処理
※3：土壌汚染対策法で定めている特定有害物質

埋め戻し・盛土の土量(5 街区)

	埋め戻し・盛土の範囲	埋め戻し・盛土の種類	埋め戻し・盛土の土量			備考
			今回	前回まで	合計	
計画地盤高 (約 A.P.+6.5m) A.P.+2.6 ～ 2.9m	盛土	既存の盛土	2.2 万m³	16.7 万m³	18.9 万m³	完了
		他工事の発生土※1	0.2 万m³	3.3 万m³	3.5 万m³	
	碎石層	再生碎石	0.1 万m³	5.1 万m³	5.2 万m³	
A.P.+2.0m	A.P.+2.0m ～不透水層上端	再生碎石	—	0.3 万m³	0.3 万m³	前回までに完了
不透水層上端		既存の盛土	—	0.6 万m³	0.6 万m³	
		処理済み土	—	5.9 万m³	5.9 万m³	
		健全土※2	—	1.2 万m³	1.2 万m³	
	不透水層 (不透水層復旧)	流動化処理土※3	—	0.9 万m³	0.9 万m³	
ベントナイト混合土※4		—	2.4 万m³	2.4 万m³		
	合計		2.5 万m³	36.4 万m³	38.9 万m³	

※ 1：100 m³ごとに 1 回・25 物質を確認し、土壤汚染対策法上の申請を行い、基準適合の認定を受けた土壤（認定土壤）も一部含む。
※ 2：健全土とは、A.P.+2.0m以深の土壤のうち、調査により非汚染として扱われる土壤をいう。
※ 3：流動化処理土とは、土砂・泥土に水と固化材を混練することにより流動化させた安定処理土（不透水層と同等の透水係数を有する）
※ 4：ベントナイト混合土とは、処理済み土にベントナイトを混合した土壤（不透水層と同等の透水係数を有する）

埋め戻し・盛土の土量(6 街区)

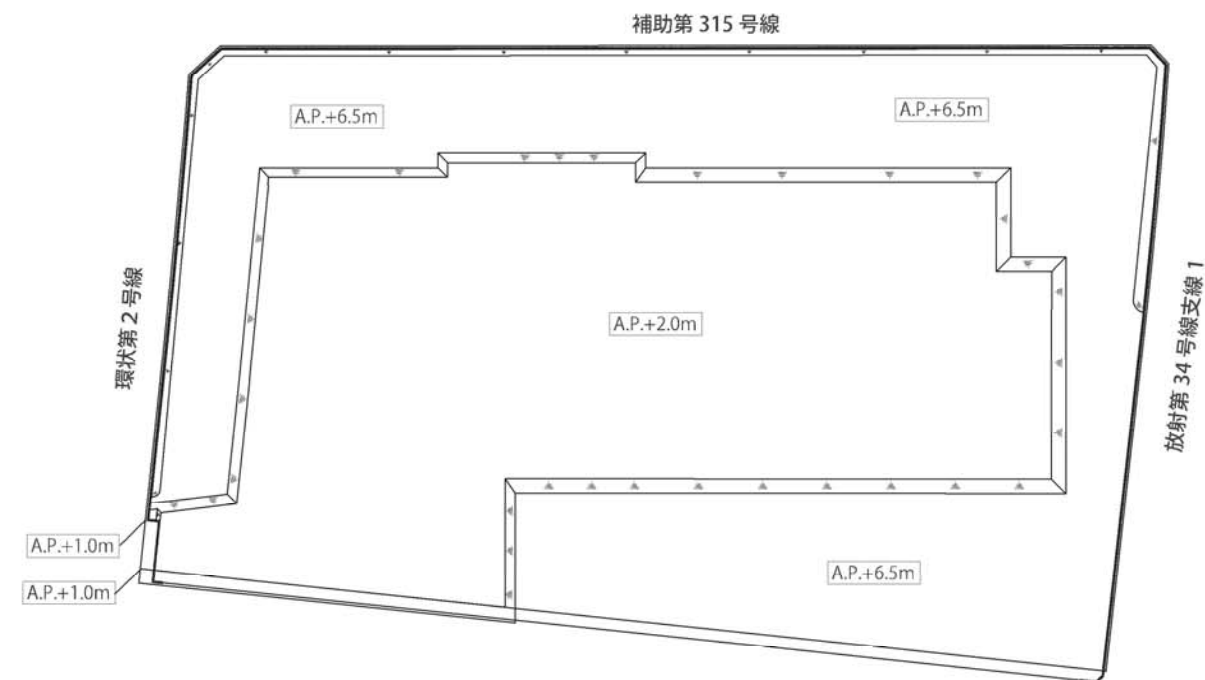
計画地盤高 (約 A.P.+6.5m) A.P.+2.5m A.P.+2.0m 不透水層上面	埋め戻し・盛土の範囲	埋め戻し・盛土の種類	埋め戻し・盛土の土量	備考
	盛土	既存の盛土	6.9 万m ³	完了
		他工事の発生土※1	3.7 万m ³	
	碎石層	再生碎石	7.9 万m ³	
	A.P.+2.0m ～不透水層上面	再生碎石	1.0 万m ³	
		既存の盛土	3.7 万m ³	
		処理済み土	2.7 万m ³	
		健全土※2	2.9 万m ³	
	不透水層 (不透水層復旧)	流動化処理土※3	0.4 万m ³	
	合計		29.2 万m ³	

※ 1：100 m²ごとに 1 回・25 物質を確認し、土壤汚染対策法上の申請を行い、基準適合の認定を受けた土壌（認定土壌）も一部含む。
※ 2：健全土とは、A.P.+2.0m以深の土壌のうち、調査により非汚染として扱われる土壌をいう。
※ 3：流動化処理土とは、土砂・泥土に水と固化材を混練することにより流動化させた安定処理土（不透水層と同等の透水係数を有する）

盛土(5 街区)

- 所定の盛土高さまで盛土する。

●盛土出来形平面図（5 街区）



●施工実績

- ・盛土高さ：A.P.+6.5m



盛土状況



盛土状況



盛土転圧状況



盛土転圧状況



盛土高さの確認



盛土高さの確認（拡大）



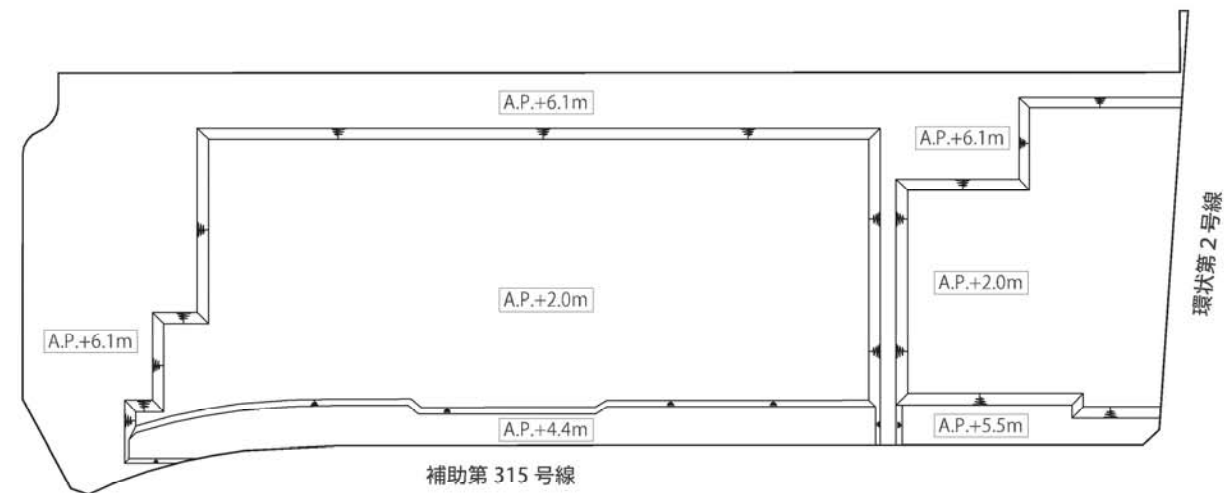
盛土完了（全景）



盛土完了（全景）

盛土(6 街区)

●盛土出来形平面図（6 街区）



●施工実績

- ・盛土高さ：A.P.+4.4m～A.P.+6.1m



盛土敷均し状況



盛土敷均し状況



盛土転圧状況



盛土転圧状況



盛土高さの確認



盛土高さの確認（拡大）



盛土完了（全景）



盛土完了（全景）

対策後の確認調査

- 生鮮食料品等を扱う市場用地の安全・安心の観点から、大気、地下水、土壌の調査を行い、対策の効果を確認した。
- その結果、すべて基準値内であった。

調査項目	確認物質	調査地点の考え方	箇所数 ^{※2}		
			5 街区	6 街区	7 街区
①大気	揮発性物質であるベンゼン、シアン化合物、水銀	・既存調査結果で、土壌及び地下水のベンゼン、シアン化合物、水銀の濃度が高かった地点等	(38)	6 (49)	(25)
②地下水	ベンゼン、シアン化合物及び選定した地点で基準超過を確認した物質	揚水復水による汚染地下水対策が完了した地点のうち、 ・既存調査結果で、ベンゼン、シアン化合物、重金属等 ^{※1} の濃度が高かった地点等	(20)	7 (31)	(21)
③土壌	ベンゼン、シアン化合物及び選定した地点で基準超過を確認した物質	A.P.+2.0m 以深の汚染土壌対策が完了した地点のうち、 ・既存調査結果で、ベンゼン、シアン化合物、重金属等 ^{※1} の濃度が高かった地点等	(25)	8 (35)	(20)

※1 重金属等:ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム

※2 ()内の数字は累計箇所数

地下水の水質分析結果

○ 地下水採取可能な箇所にて採水し、分析した結果を示す。

調査地点		調査日	ベンゼン (mg/L)	シアン化合物 (mg/L)	ヒ素 (mg/L)	鉛 (mg/L)	水銀 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	カドミウム (mg/L)
5 街区	K34-5	平成 26 年 8 月 18 日	<0.001	不検出	0.004	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
5 街区	K34-5	平成 26 年 9 月 17 日	<0.001	不検出	0.006	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
5 街区	K41-3	平成 26 年 8 月 21 日	<0.001	不検出	0.002	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
5 街区	K41-3	平成 26 年 9 月 18 日	<0.001	不検出	0.002	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
5 街区	O28-4	平成 26 年 9 月 16 日	0.001	不検出	0.006	<0.001	0.00021	<0.005	<0.0003
5 街区	O34-2	平成 26 年 8 月 18 日	<0.001	不検出	0.003	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
5 街区	O41-1	平成 26 年 8 月 18 日	<0.001	不検出	0.001	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
5 街区	O41-1	平成 26 年 9 月 17 日	0.001	不検出	0.001	<0.001	0.00011	<0.005	<0.0003
5 街区	Q41-3	平成 26 年 8 月 19 日	<0.001	不検出	0.006	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
5 街区	Q41-3	平成 26 年 9 月 17 日	0.002	不検出	0.004	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
6 街区	D23-1	平成 26 年 8 月 18 日	<0.001	不検出	0.003	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	I25-3	平成 26 年 8 月 11 日	<0.001	不検出	<0.001	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	I25-3	平成 26 年 9 月 16 日	<0.001	不検出	0.003	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	J18-7	平成 26 年 8 月 11 日	<0.001	不検出	0.003	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	J18-7	平成 26 年 9 月 16 日	0.002	不検出	0.006	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	K8-9	平成 26 年 8 月 11 日	<0.001	不検出	0.005	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	K8-9	平成 26 年 9 月 16 日	<0.001	不検出	0.004	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	L23-5	平成 26 年 8 月 11 日	<0.001	不検出	0.002	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	L23-5	平成 26 年 9 月 16 日	<0.001	不検出	0.005	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	M5-3	平成 26 年 8 月 5 日	<0.001	不検出	0.006	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	M19-8	平成 26 年 8 月 21 日	<0.001	不検出	0.002	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	M19-8	平成 26 年 9 月 18 日	<0.001	不検出	0.002	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	M23-4	平成 26 年 8 月 21 日	<0.001	不検出	0.008	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
7 街区	M23-4	平成 26 年 9 月 19 日	<0.001	不検出	0.007	<0.001	<0.00005	<0.005	<0.0003
基準値			0.01	不検出	0.01	0.01	0.0005	0.05	0.01